

観 参 第 787 号  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観 光 庁 長 官  
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法に基づく地域限定旅行業務取扱管理者試験の  
試験科目を一部免除する規制の特例措置の全国展開について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき、国家戦略特別区域として指定された地域内において地域限定旅行業を営む一定の者が選任する旅行業務取扱管理者については、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 26 年内閣府・国土交通省令第 6 号。以下「本命令」という。）において、観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したことをもって国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除とする規制の特例措置（以下「本特例措置」という。）を設けているところである。

今般、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、地域産業活性化における取組の一つとして、本特例措置を令和 4 年度中に見直し、令和 5 年度に全国展開することとされているところ、これを踏まえ、今後、地域限定旅行業務取扱管理者試験について、旅行業協会が新たに地域限定旅行実務に係る研修を実施し、当該研修の課程を修了したものは、地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち、宿泊約款に関する知識及び国内旅行実務の試験科目を免除することとするので、周知いただきたい。

また、旅行業務取扱管理者試験の期日、場所、試験の一部免除その他試験の実施に関し必要な事項については、毎年試験実施前に官報で公示する。

なお、上記のとおり、国家戦略特別区域内において認められている本特例措置について、当該区域の制限なく実施することが可能となるため、本命令を廃止する。

観 参 第 787 号  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観 光 庁 長 官  
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法に基づく地域限定旅行業務取扱管理者試験の  
試験科目を一部免除する規制の特例措置の全国展開について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき、国家戦略特別区域として指定された地域内において地域限定旅行業を営む一定の者が選任する旅行業務取扱管理者については、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 26 年内閣府・国土交通省令第 6 号。以下「本命令」という。）において、観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したことをもって国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除とする規制の特例措置（以下「本特例措置」という。）を設けているところである。

今般、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、地域産業活性化における取組の一つとして、本特例措置を令和 4 年度中に見直し、令和 5 年度に全国展開することとされているところ、これを踏まえ、今後、地域限定旅行業務取扱管理者試験について、旅行業協会が新たに地域限定旅行実務に係る研修を実施し、当該研修の課程を修了したものは、地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち、宿泊約款に関する知識及び国内旅行実務の試験科目を免除することとするので、周知いただきたい。

また、旅行業務取扱管理者試験の期日、場所、試験の一部免除その他試験の実施に関し必要な事項については、毎年試験実施前に官報で公示する。

なお、上記のとおり、国家戦略特別区域内において認められている本特例措置について、当該区域の制限なく実施することが可能となるため、本命令を廃止する。

観 参 第 787 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観 光 庁 長 官  
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法に基づく地域限定旅行業務取扱管理者試験の  
試験科目を一部免除する規制の特例措置の全国展開について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき、国家戦略特別区域として指定された地域内において地域限定旅行業を営む一定の者が選任する旅行業務取扱管理者については、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 26 年内閣府・国土交通省令第 6 号。以下「本命令」という。）において、観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したことをもって国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除とする規制の特例措置（以下「本特例措置」という。）を設けているところである。

今般、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、地域産業活性化における取組の一つとして、本特例措置を令和 4 年度中に見直し、令和 5 年度に全国展開することとされているところ、これを踏まえ、今後、地域限定旅行業務取扱管理者試験について、旅行業協会が新たに地域限定旅行実務に係る研修を実施し、当該研修の課程を修了したものは、地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち、宿泊約款に関する知識及び国内旅行実務の試験科目を免除することとするので、周知いただきたい。

また、旅行業務取扱管理者試験の期日、場所、試験の一部免除その他試験の実施に関し必要な事項については、毎年試験実施前に官報で公示する。

なお、上記のとおり、国家戦略特別区域内において認められている本特例措置について、当該区域の制限なく実施することが可能となるため、本命令を廃止する。

観 参 第 787 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

各運輸局観光部長 殿

観 光 庁 長 官  
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法に基づく地域限定旅行業務取扱管理者試験の  
試験科目を一部免除する規制の特例措置の全国展開について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき、国家戦略特別区域として指定された地域内において地域限定旅行業を営む一定の者が選任する旅行業務取扱管理者については、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 26 年内閣府・国土交通省令第 6 号。以下「本命令」という。）において、観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したことをもって国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除とする規制の特例措置（以下「本特例措置」という。）を設けているところである。

今般、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、地域産業活性化における取組の一つとして、本特例措置を令和 4 年度中に見直し、令和 5 年度に全国展開することとされているところ、これを踏まえ、今後、地域限定旅行業務取扱管理者試験について、旅行業協会が新たに地域限定旅行実務に係る研修を実施し、当該研修の課程を修了したものは、地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち、宿泊約款に関する知識及び国内旅行実務の試験科目を免除することとするので、周知いただきたい。

また、旅行業務取扱管理者試験の期日、場所、試験の一部免除その他試験の実施に関し必要な事項については、毎年試験実施前に官報で公示する。

なお、上記のとおり、国家戦略特別区域内において認められている本特例措置について、当該区域の制限なく実施することが可能となるため、本命令を廃止する。

観 参 第 787 号  
令和 5 年 3 月 31 日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

観 光 庁 長 官  
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法に基づく地域限定旅行業務取扱管理者試験の  
試験科目を一部免除する規制の特例措置の全国展開について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき、国家戦略特別区域として指定された地域内において地域限定旅行業を営む一定の者が選任する旅行業務取扱管理者については、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 26 年内閣府・国土交通省令第 6 号。以下「本命令」という。）において、観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したことをもって国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除とする規制の特例措置（以下「本特例措置」という。）を設けているところである。

今般、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、地域産業活性化における取組の一つとして、本特例措置を令和 4 年度中に見直し、令和 5 年度に全国展開することとされているところ、これを踏まえ、今後、地域限定旅行業務取扱管理者試験について、旅行業協会が新たに地域限定旅行実務に係る研修を実施し、当該研修の課程を修了したものは、地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち、宿泊約款に関する知識及び国内旅行実務の試験科目を免除することとするので、周知いただきたい。

また、旅行業務取扱管理者試験の期日、場所、試験の一部免除その他試験の実施に関し必要な事項については、毎年試験実施前に官報で公示する。

なお、上記のとおり、国家戦略特別区域内において認められている本特例措置について、当該区域の制限なく実施することが可能となるため、本命令を廃止する。